

# 再就職等監視委員会の活動状況

(平成30年度)

## 1. 委員会の開催状況

再就職等監視委員会を、計16回開催し、再就職等規制違反の疑いのある行為に対する調査結果などに関して議論を行った。

## 2. 再就職等規制違反行為に関する調査状況

国家公務員法第106条の25の規定に基づき公表される再就職情報や当委員会に寄せられた情報等を精査し、再就職の経緯に疑義がある場合や規制違反の疑いがある場合には、再就職した元職員や人事当局、再就職先などに対して個別の調査を行った。

また、平成29年12月、当委員会が、金融庁における再就職等規制違反を認定し事案の概要を公表するとともに、当該事案以外にも再就職等規制違反行為を行った疑いがあるとして同庁に任命権者調査を求めているところ、平成30年7月、同庁において複数の再就職等規制違反行為が認定され、違反者に対し懲戒処分等が行われるとともに、事案の概要が公表された。

## 3. 再就職等規制に関する周知活動

再就職等規制に関するパンフレットやリーフレットについて、前年度の違反事案の概要を追加する等の改訂を行い、各府省に配布するとともに、各府省の本府省や地方支分部局等の人事担当者を対象として、再就職等規制に関する説明会を全国10箇所で開催した。

また、個別に要望のあった府省に対しても、その所属職員を対象として再就職等規制に関する説明を行った。

さらに、全国各地の経済団体等に対して、会員企業等への再就職等規制の周知や違反情報の提供の呼びかけを行うよう協力を依頼した。これを受けて、各経済団体等の会報誌やホームページ等に再就職等規制の内容や違反情報の提供窓口が掲載されたほか、会員企業等に再就職等規制に関する当委員会作成のリーフレットの配布や会議等の場での説明などが行われた。